安田町人事行政の運営等の状況の公表について

安田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第６条の規定に基づき、安田町の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

１．職員の任免及び職員数の状況

（１）採用者数

平成 21 年度は、職員を採用しませんでした。

（２）退職者数

平成 21 年度に退職した職員の状況は、次のとおりです。

区分	定年退職	勧奨・早期希望退職	その他	計	
					うち女性
行　政　職	０人	０人	２人	２人	１人
単純労務職	１人	０人	１人	２人	２人
計	１人	０人	３人	４人	３人

（３）職員数の状況（別表１）

職員数は、一般職に属する職員の数であり、休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員は除いています。

２．職員の給与の状況

（１）給与の決定の仕組み

町職員の給与は、「生計費、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所の就業員の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」という均衡の原則によると、地方公務員法に定められています。

この規定に基づき、町においては国及び県に準拠して「職員の給与に関する条例」を定め、町職員の給与を決定、支給していますが、改定措置等についても同様に国及び県に準拠し、町議会の審議を経て決定される仕組みになっています。

（２）人件費の状況

平成 21 年度の町一般会計及び特別 6 会計決算における人件費は次のとおりです。

区　　分	住民基本台帳人口 (H22.3.31 現在)	歳出額 A	実質収支額	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 平成 20 年度の人件費率
平成 21 年度	人 3,127	千円 3,572,941	千円 55,761	千円 443,518	% 12.4	% 13.7

(注) 人件費とは、町議会議員及び町長等特別職、町職員、各種委員会等委員に支給される報酬、給与、退職手当並びに共済組合負担金などです。

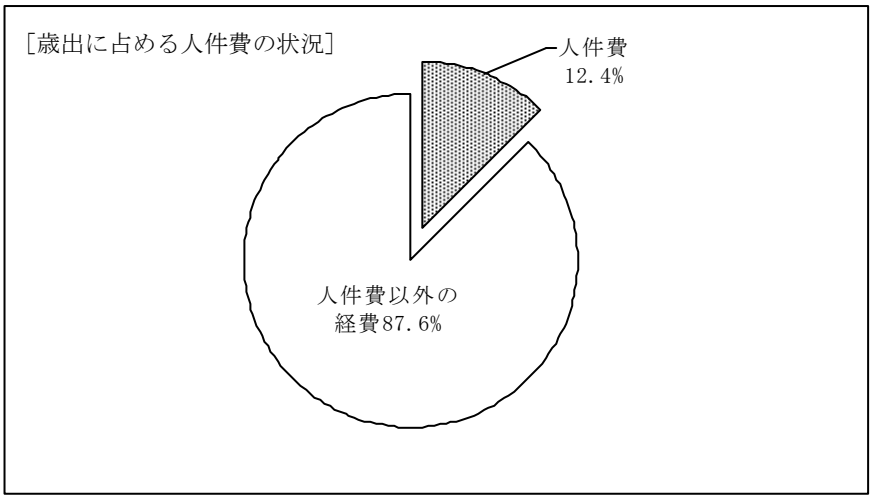

（３）給与費の状況

職員の給与は、給料と職員手当(扶養・期末勤勉・住居・通勤・時間外勤務・管理職・管理職特別勤務手当等)からなっており、平成 22 年度の町一般会計及び特別 6 会計予算(当初)の状況は次のとおりです。

区　分	職員数 A	給与費				一人当たりの給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 22 年度	人 54	千円 185,969	千円 22,204	千円 69,546	千円 277,719	千円 5,143

（４）給与の抑制措置の状況

平成 22 年度は、1～3 級までを 1%、4～6 級までを 2%給料から減額し支給しています。

（５）ラスパイレス指数の状況

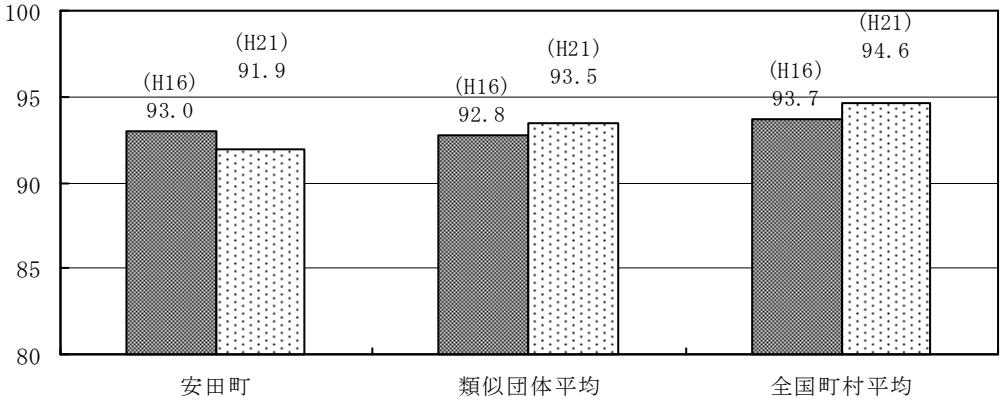

（注）ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

（６）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

町職員は、行政職と単純労務職に区分されています。行政職には、一般的な事務に従事する職員、保健師及び保育士等が含まれ、単純労務職には用務員、調理員及び給食婦が含まれます。

職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況は次のとおりです。

① 行政職　（平成 22 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
安田町	41.3 歳	302,327 円	325,152 円	322,386 円
高知県	44.3 歳	344,298 円	402,323 円	363,940 円
国	41.9 歳	325,579 円	－	395,666 円

②技能労務職

区分		平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額（国ベース）
安田町		44.6 歳	4 人	271,490 円	283,265 円	277,990 円
	うち調理員給食婦	44.6 歳	4 人	271,490 円	283.265 円	277,990 円
	うち用務員	歳	0 人	円	円	円
高知県		55.0 歳	126 人	333,729 円	358,254 円	346,089 円
国		49.3 歳	3,955 人	284,514 円	－	322,291 円

区　分		民　間			参考
		対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	(A)/(B)
安田町		－	－	－	－
	うち調理員給食婦	調理師	46.8 歳	205,800 円	1.67
	うち用務員	用務員	54.5 歳	214,000 円	1.58

区　　分		参　　考		
		年収ベース(試算値)の比較		
		公務員(C)	民間(D)	(C)/(D)
安田町		－	－	－
	うち給食婦調理員	5,404,336	2,859,500	1.89
	うち用務員	5,361,728	3,027,000	1.77

（注）１「平均給料月額」とは、平成 22 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

２「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のために国家公務員と同じベースで再計算したものです。なお上記の金額は、減額後の金額です。

３　民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成 17～19 年の 3 ヵ年平均）

４　技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致したものではありません。

５　年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

（７）職員の初任給の状況

町職員採用試験に合格し、高等学校等卒業後、直ちに職員として採用された者の初任給等の状況は、次のとおりです。

（平成 22 年 4 月 1 日現在）

区　　分		安田町	県	国
行　政　職	大学卒	172,700 円	172,700 円	172,200 円
	高校卒	140,600 円	140,600 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	133,600 円	142,400 円	137,200 円
	中学卒	122,100 円	129,700 円	129,200 円

（注）上記の金額は、減額前の金額です。

（８）経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況は、次のとおりです。

（平成 22 年 4 月 1 日現在）

区　　分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
行　政　職	大学卒	［　］ 235,850 円 （33.02 歳）	［14 年］ ［260,600 円］ （36.06 歳）	［22 年］ 357,500 円 （43.11 歳）
	高校卒	［　］ 205,425 円 （28.04 歳）	［14 年］ ［214,830 円］ （33.05 歳）	［25 年］ ［353,045 円］ （45.02 歳）
技能労務職		［6 年］ ［214,038 円］ （35.04 歳）	［　］ 261,558 円 （45.01 歳）	［28 年］ ［309,739 円］ （46.11 歳）

※［　］内は、経験年数区分欄に該当職員がいないため、直近の職員の状況を記載しています。

（注）経験年数とは、採用前に民間企業などに勤務した期間がある場合は、その期間を換算し採用後の勤務期間に加算した年数をいいますが、学校卒業後直ちに採用された場合は、採用後の年数をいいます。なお上記の金額は、減額後の金額です。

（９）町職員の級別職員数の状況（別表２）

職員は、「職員の給与に関する条例」により職務の内容に応じて行政職又は単純労務職の給料表のどちらかの適用を受け、職務の複雑さ、困難性及び責任の度合いに応じて各級に区分し、かつ各級ごとに職務分類され、それぞれにおいて職名を定めています。

(10) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給への勤務成績の反映は、現在試行中であり、平成 22 年度から実施予定

(11) 職員の手当の状況

①期末、勤勉手当

期末、勤勉手当(民間の賞与等の一時金に相当するもの)は、国家公務員及び県職員と同様に 6 月と 12 月の年 2 回支給されています。

安田町	県	国
1人当たり平均支給額(平成21年度) 1,325千円	－	－
（平成21年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 6月期 1.25月分　6月期 0.7月分 (0.75)月分　(0.35)月分 12月期 1.5月分　12月期 0.7月分 (0.85)月分　(0.4)月分 計 2.75月分　計 1.4月分 (1.6)月分　(0.75)月分 職制上の段階、職務の級等による 加算措置　有	（平成21年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 6月期 1.25月分　6月期 0.7月分 (0.7)月分　(0.3)月分 12月期 1.6月分　12月期 0.65月分 (0.75)月分　(0.40)月分 計 2.75月分　計 1.35月分 (1.45)月分　(0.7)月分 職制上の段階、職務の級等による 加算措置　有	（平成21年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 6月期 1.25月分　6月期 0.7月分 (0.7)月分　(0.3)月分 12月期 1.6月分　12月期 0.7月分 (0.8)月分　(0.40)月分 計 3.0月分　計 1.4月分 (1.5)月分　(0.7)月分 職制上の段階、職務の級等による 加算措置　有

（注）（　　）内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（行政職）
勤勉手当への勤務成績の反映は、平成22年度からの予定

②退職手当

職員の退職手当は、県内の市町村等で組織している高知県市町村総合事務組合の支給規定に基づき、支給されています。

（平成22年4月1日現在）

安田町			国・県		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～20%加算）	
（退職時特別昇給　無）					
１人当たり平均支給額 14,447千円					

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された額の平均です。

③特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務、その他著しく特殊な勤務に従事する職員に支給されています。

（平成22年4月1日現在）

支給実績（平成21年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）			0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成21年度）			0%
手当の種類（手当数）			4 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税の徴収に従事する職員の特殊勤務手当	税務係	税の徴収	日額　400円
伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	衛生係	伝染病対策	日額　400円
台風時等に危険を伴う作業に従事する職員の特殊勤務手当	防災係	災害対策	日額　400円
用地交渉に従事する職員の特殊勤務手当	用地係	用地交渉	日額　400円

④時間外手当

管理職を除く職員が、定められた勤務時間以外に勤務した場合に支給されています。

支給実績（平成21年度決算）	5,641千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	201千円
支給実績（平成20年度決算）	4,412千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	142千円

⑤その他の手当（別表３）

(12) 特別職等の報酬等の状況

町長等特別職の給料及び町議会議員の報酬等については、特別職報酬等審議会の意見を徴して、一般職とは別に条例で定めることになっています。

（平成22年4月1日現在）

区分		給料月額等
給料	町長 副町長 教育長	705,000円 610,000円 565,000円
報酬	議長 副議長 常任委員長 議員	236,000円 195,000円 185,000円 170,000円
期末手当	町長 副町長 教育長 議長 副議長 常任委員長 議員	（平成22年度支給割合） 6月期　1.4月分 12月期　1.6月分 計　3.0月分 加算措置　有
退職手当	町長 副町長 教育長	（算定方式）　（1期の手当額）　（支給時期） 給料×在職年数×500/100　14,100,000円　（任期毎） 給料×在職年数×300/100　7,320,000円　（任期毎） 給料×在職年数×250/100　5,650,000円　（任期毎）

（注）１　給料及び報酬の（　　）内は、減額前の金額です。

２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

３．職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（１）勤務時間

職員の勤務時間については、条例及び規則により、休憩時間を除き、４週間を超えない期間につき１週間あたり 38 時間 45 分としており、その勤務時間は月曜日から金曜日までの５日間において、１日につき７時間 45 分としています。

また、一般的な職員の勤務時間は、午前８時 30 分から午後５時 15 分までとなっており、休憩時間は正午から午後１時までとなっています。

（２）週休日及び休日

週休日とは、勤務時間を割り振らない日をいい、原則として毎週日曜日及び土曜日が週休日となっています。

休日とは、正規の勤務時間において、勤務を要しない日をいい、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は年末年始の休日（12 月 29 日から 1 月 3 日までの日。国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）をいいます。

（３）休暇の種類

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇があります。

①年次有給休暇

年次有給休暇は、1 年ごとに付与する休暇で、その日数は 1 年において 20 日となっており、1 日または 1 時間単位で取得することができます。また、年次有給休暇は当該年の翌年に 20 日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができます。

②病気休暇

職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇です。

ア　厚生労働省令で定められた疾病	疾病等にかかっている期間
イ　ア以外の疾病又は負傷	医師の証明等により必要最小限の期間
ウ　イのうち、公務によらない結核性疾患	1 年以内
エ　イのうち、公務によらない私傷病	引き続き 90 日以内

③特別休暇

災害その他の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合の休暇で、次の表のとおりです。

場合	期間
1　職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
2　職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
3　職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
4　職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき	一の年において５日の範囲内の期間
（1）　地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動	
（2）　身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって町長が定めるものにおける活動	
（3）　前２号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	
5　職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	結婚の日の５日前の日から当該結婚の日後１月を経過する日までの期間内における連続する５日の範囲内の期間
6　６週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
7　女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から８週間を経過する日までの期間（産後６週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
8　生後１年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	１日２回それぞれ 30 分以内の期間（男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する

	休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、１日２回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとに期間を差し引いた期間を超えない期間）
9　職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後２週間を経過する日までの期間内における２日（再任用短時間勤務職員にあっては、16時間）の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間（再任用短時間勤務職員にあっては、時間）
10　職員の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	職員の妻の出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの期間内における５日（再任用短時間勤務職員にあっては、40時間にその者の勤務時間（当該勤務時間に１時間未満の端数がある場合にあっては、これを切り上げた時間）を40時間で除して得た数の時間とする。）の範囲内でその都度必要と認める日又は時間（再任用短時間勤務職員にあっては、時間）
11　小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	１の年において５日の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間
12　職員の親族（別表第２の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
13　職員の父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	１日の範囲内の期間
14　職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の７月から９月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する３日の範囲内の期間
15　地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	７日の範囲内の期間
16　地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
17　地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間

18　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画の実施	計画の実施に伴い必要と認める期間
19　女子職員の生理（生理日において勤務することが著しく困難である者が請求した場合）	必要と認められる期間。ただし、１日を超えるときは、その超える期間については、第13条第１項第２号の規定による
20　妊産婦である女子職員の健康審査及び保健指導（妊娠中の女子職員及び産後１年を経過しない女子職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康審査を受ける場合）	妊娠満23週までは４週間に１回、妊娠満24週から満35週までは２週間に１回、妊娠満36週から出産までは１週間に１回、産後１年まではその間に１回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、１日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間
21　妊娠中の女子職員の通勤緩和（妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。）	正規の勤務時間等の始め又は終わりにおいて、１日を通じて１時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間

④介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇です。（介護休暇の取得の間は、給与を減額します。）

取得できる期間は、6ヶ月以内となっています。

⑤組合休暇

職員が任命権者の許可を得て、正規の勤務時間中に登録された職員団体の業務に従事する場合の休暇です。（勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額します。）1年において、30日を超えない範囲で、1日または1時間単位で取得することができます。

（４）育児休業等

①育児休業

職員は、任命権者の承認を受けて、職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで、育児休業をすることができます。

②部分休業

職員は、任命権者の承認を受けて、職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子が小学校就学の始期に達する日まで、1 日の勤務時間の始めまたは終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲で部分休業をすることができます。

４．職員の分限及び懲戒処分の状況

（１）分限処分

分限処分とは、一定の事由がある場合に職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、その処分としては、降任、免職及び休職があります。

○平成 21 年度分限処分の状況

処分の事由	降任	免職	休職	合計
勤務成績不良の場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	3	3
適格性の欠如の場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合	0	0	0	0
水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合	0	0	0	0
合　　計	0	0	3	3

（2）懲戒処分

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいい、その処分として、戒告、減給、停職、免職があります。

①平成 21 年度懲戒処分の状況

処分の事由	戒告	減給	停職	免職	計
給与・任命に関する不正	0	0	0	0	0
一般服務違反関係	0	0	0	0	0
一般非行関係	0	0	0	0	0
収賄等関係	0	0	0	0	0
道路交通法違反	0	0	0	0	0
監督責任	0	0	0	0	0
合　　計	0	0	0	0	0

②平成 21 年度刑事処分の状況

処分の事由	懲役	禁固	罰金	科料	計
収賄による場合	0	0	0	0	0
横領による場合	0	0	0	0	0
傷害・暴行による場合	0	0	0	0	0
公職選挙法違反による場合	0	0	0	0	0
道路交通法違反による場合	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合　　計	0	0	0	0	0

５．職員の服務の状況

（1）年次有給休暇の取得状況

平成 21 年の職員の年次有給休暇の取得状況は次のとおりです。

区分	平成 21 年	平成 20 年
平均取得日数	7.2 日	8.2 日
消　化　率	18.0%	21.0%

（２）育児休業、部分休業、介護休暇の取得状況

①育児休業

平成 21 年度中に新たに育児休業を取得した職員の取得状況は、次のとおりです。

区分	育児休業取得者数	育児休業承認期間						
		３月以下	３月超え６月以下	６月超え９月以下	９月超え１年以下	１年超え２年以下	２年超え２年６月以下	２年６月超え
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	3	0	0	0	3	0	0	0
計	3	0	0	0	3	0	0	0

②部分休業

平成 21 年度中に部分休業を取得した職員はいません。

③介護休暇

平成 21 年度中に介護休暇を取得した職員はいません。

６．職員の研修及び勤務成績の評定の状況

（１）研修の状況（平成 21 年度）

研修は、職員が現在ついている職及び将来つくことが予想される職位の職務と責任の遂行に必要な知識技能等を習得させ、職員の資質の向上と勤務能率の発揮及び増進を図ることを目的として実施しています。

区分	研修の名称	対象者	研修のねらい・内容	受講者数
人域づ連く合り主広催	採用 10 年目職員研修	採用 10 年目の職員	10 年目職員として必要な知識を習得するとともに、職員の課題解決の能力を習得する。	3 名
	採用５年目職員研修	採用５年目の職員	５年目職員として必要な知識を習得するとともに、職員の課題解決の能力を習得する。	1 名
	調査研究事業	町職員	住民が元気になるまちづくり、地域がいきるおもてなしについて話し合い検討する。	1 名
町主催	夏季町職員研修	町職員全員	行政評価の手法と事務事業評価シート模擬作成	37 名

（２）勤務成績の評定の状況

勤務成績の評定は、平成 22 年度から試行

７．職員の福祉及び利益の保護の状況

（１）職員の福祉の状況

・定期健康診断受診者　37 名（うち人間ドック受診者 20 名）

（２）福利厚生事業の状況

内　　訳		金　額	備　考
公費負担分	定期健康診断委託料及び人間ドック	196 千円	受診者１人当たりの公費負担額 5,297 円
	互助会への負担額	1,144 千円	職員１人当たりの公費負担額 22,431 円
	計	1,340 千円	
互助会への職員負担額		1,144 千円	互助会への公費負担率　50%

※１．互助会とは、(財)高知県市町村職員互助会（共同互助会）のことで、高知県内の市町村等で働く職員が加入し、福祉の増進等を図るとともに、地方自治に関する意識の向上と市町村行政の円滑、かつ能率的な運営に寄与することを目的としています。

２．互助会の給付内容には、永年勤続表彰、人間ドック助成及び保養施設利用助成の３つがあります。

（３）公務災害補償の状況

・認定件数　１件

（４）勤務条件に関する措置の要求の状況

・係属事案はなく、平成 21 年度に新たな措置要求はありません。

（５）不利益処分に関する不服申立ての状況

・係属事案はなく、平成 21 年度に新たな不服申立てはありません。